

経済学府学位論文（甲）取扱要領

平成16年 6月16日
 改正：平成22年10月20日
 改正：平成25年 9月11日
 改正：令和元（2019）年12月18日
 改正：令和2（2020）年12月16日
 改正：令和4（2022）年 6月15日
 最終改正：令和6（2024）年 4月17日
 経済学府教授会承認

I 指導、研究発表会、博士学位専攻会議での審議

- 1 学府教授会は、原則として学生の1年次当初に、指導教員及び副指導教員2名による論文指導体制（論文指導委員会）を承認する。
- 2 (1) 論文指導委員会は、学生の学位請求予定論文（日本語または英語）に基づく研究発表会を開催する。
 (2) 研究発表会を開催するには、公刊論文2編以上、学会発表1回以上を前提とする。
 (3) 前号の公刊論文には、学会誌等の学術誌に査読を経て掲載されたもの（掲載受理されたものを含む）を1編以上含むものとする。ただし、分野の特性等により、この要件を満たすことができない場合は、学府教授会において論文指導委員会がその理由を説明し、承諾を得なければならない。
 (4) 学府長は、論文指導委員会からの研究発表会開催依頼に基づき、学府教授会構成員に研究発表会の開催通知を学府教授会にて行う。この場合、論文指導委員会は人文社会科学系事務部学務課を通じて、論文要旨を、研究発表会開催日の7日前までに、学府教授会構成員に配布する。
- 3 論文指導委員会は、博士学位専攻会議の招集依頼を専攻長に対して人文社会科学系事務部学務課を通じて行う。その際、研究発表会を経た学位請求予定の主論文2部、論文指導委員会報告書、論文要旨、業績目録、履歴書を、博士学位専攻会議開催日の9日前までに、人文社会科学系事務部学務課を通じて専攻長に提出する。専攻長は、論文指導委員会報告書、論文要旨、業績目録、履歴書を、博士学位専攻会議開催日の7日前までに、博士学位専攻会議構成員に対して配布する。
 博士学位専攻会議は、論文指導委員会によって提出された、研究発表会を経た学位請求予定の主論文、論文指導委員会報告書、論文要旨、業績目録、履歴書、をもとに論文の学府教授会への提出の可否について審議する。九州大学大学院経済学府規則第20条ただし書き（以下、「特例」という。）にいう「優れた業績を上げた者」の場合は、「優れた業績を上げた者と認定した理由書」、研究業績（公刊予定の論文等も含む。）を回覧して、その理由について説明し、特例適用の可否について審議する。

II 提出、受付

- 1 学位を請求しようとする者は、Iの研究発表会、博士学位専攻会議での審議の後、指導教員を経て、学位論文審査願1通、主論文4通、参考論文（ある場合）4通、論文目録1通、論文要旨1通、履歴書1通、業績目録書（A4版任意形式）1通、学位記関係表記文字1通を、学府長に提出する。学府長は、学位請求予定論文の受付の可否を決定する学府教授会の7日前までに、論文指導委員会によって提出された、論文指導委員会報告書、論文要旨、業績目録、履歴書を学府教授会構成員に配布する。
- 2 学府教授会は、指導教員を経て提出された学位論文について、受付の可否を決定する。「特例」にいう「優れた業績を上げた者」の場合は、「優れた業績を上げた者と認定した理由書」、研究業績（公刊予定の論文等も含む。）を回覧して、その理由について説明し、特例適用の可否について審議する。

Ⅲ 申請、付託

- 1 学府長は、受け付けられた論文について、総長に論文申請を行う。
- 2 学府長は、総長からの審査の付託を受け、総長が論文を受理した日から1年以内に、学府教授会で審査を行う。

Ⅳ 審査

- 1 付託を受けた論文について、論文調査委員3名を選定する。ただし、学府教授会が特に必要と認める者を加えることができる。
- 2 論文調査委員により論文調査会を設置し、論文調査会は論文調査を行う。
- 3 論文調査会は、学府教授会に論文調査の結果報告書、主論文4通（参考論文4通）、を提出する。
- 4 学府教授会は、論文調査会からの論文調査の結果報告に基づき、学位授与の可否を決定する。この場合、学府教授会構成員の3分の2以上を定足数とし、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 5 学府長は、学府教授会の決定に基づき、論文審査結果を総長に報告する。

Ⅴ 博士学位論文の公表

- 1 学位取得後1年以内に学位論文の全体を本学学術情報リポジトリにより公表する。
- 2 申請者は、博士論文のインターネット公表確認書、博士論文の全文のデータ、要旨のデータ、要約のデータ（やむを得ない事由により公表できない場合。要約が要旨を兼ねる場合は、同じ内容のファイルでかまわない。）を提出する。
- 3 論文調査会は、やむを得ない事由により学位論文の全体を公表できない場合、その事由を確認する。
- 4 やむを得ない事由が解消した場合、申請者（学位取得者）は再度インターネット公表確認書を提出し、専攻長はこれを確認・承認する。

附則

- 1 この要領は、平成16年6月1日から適用する。
- 2 経済学研究科に在学する者又は経済学研究科に在学したことにより学位論文（甲）を申請しようとする者にあつては、この要領又は研究科に係る学位論文（甲）の取扱要領のいずれかを適用する。

附則

- 1 この要領は、平成19年10月17日開催の教授会への申請分から適用する。
- 2 経済学研究科に在学する者又は経済学研究科に在学したことにより学位論文（甲）を申請しようとする者にあつては、この要領又は研究科に係る学位論文（甲）の取扱要領のいずれかを適用する。

附則

この要領は、平成22年10月20日開催の教授会への申請分から適用する。

附則

この要領は、平成25年9月11日から適用する。

附則

この要領は、令和元（2019）年12月18日から実施し、平成30（2018）年10月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2（2020）年12月16日から実施する。

附則

この要領は、令和4（2022）年6月15日から実施し、令和4（2022）年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6（2024）年10月1日から実施し、令和6年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。